

次の業務について、提案競技による手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和3年11月16日

静岡県知事 川勝平太

1 業務概要

(1) 業務名

観光におけるデータコンサルティング業務委託

(2) 業務目的

地域におけるデジタル化を推進するため、観光デジタル情報プラットフォームに蓄積されたデータを分析するとともに、観光デジタル情報プラットフォームの運営等について技術的な観点から県に対して助言を行い、観光におけるデータ分析セミナーの開催に関わる業務。

(3) 契約限度額

8,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 契約期間

契約締結の日から令和4年3月18日まで

3 応募資格

次の(1)から(5)の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国又は地方公共団体との契約に関して、指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 直近1年間に、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 次のアからキのいずれかにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 手続き等

(1) 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁東館11階

静岡県スポーツ・文化観光部観光交流局観光政策課

電話番号 054-221-3638

(2) 企画提案募集要領の配布

ア 配布期間

令和3年11月16日（火）から令和3年11月24日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

午前10時から午後5時まで

イ 配布場所

上記(1)及び静岡県観光交流局ホームページ上

(3) 提出書類等

ア 提出書類 企画提案募集要領による。

イ 提出期限 参加表明書：令和3年11月24日（水）午後5時まで 郵送又は持参（必着）

企画提案書：令和3年11月30日（火）午後3時まで 郵送又は持参（必着）

ウ 提出場所 上記(1)に同じ

(4) 優先交渉権者の特定方法

優先交渉権者は、観光におけるデータコンサルティング業務委託選定委員会において提案内容を評価し特定する。

5 契約方法

業務委託契約は、優先交渉権者（提出された企画提案書が最も優れているもの）と契約の交渉を行い、契約限度額の範囲内において契約する。

6 その他

(1) 詳細は企画提案募集要領及び仕様書による。

(2) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 提案に伴う費用は、提案者の負担とする。